

令和4年 第1回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後1時30分～午後2時32分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	2番 丸山 征二	3番 山田 茂	4番 宮口 太郎
	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆	7番 内田 忠雄
	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫	10番 上原恵美子
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 佐藤 恒雄
	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄	16番 上原 見徳
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

1番 上原 正孝

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山田 幸則 庶務兼農業振興係長 新井 雅彦

農地係長 茂木 浩之 農地係 真下 貴光

農業振興係 五十貝 遼

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第1回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

本日の総会の開催に当たり、1番上原正孝委員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、4番宮口太郎委員・13番佐藤恒雄委員を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和3年12月27日開催の第12回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係14件につきましては、令和4年1月20日付で許可書を交付しました。

なお、農地法第5条関係、〇〇の申請につきましては、公売決定日である令和4年2月22日に交付予定となります。

次に、株式会社〇〇から12件、〇〇株式会社から20件、合計32件の届出がありました農作物栽培高度化施設設置届出書は、農地法第43条の規定による届出でございますが、第12回総会、議案第5号で受理の決定がなされたところですが、関係法令であります農地法関係事務処理要綱において受理決定後に受理の通知を行った場合は、農業委員会に報告することと規定されておりますので、今回報告をするものです。受理の決定により農地転用手续は不要になりますが、農地法第30条の規定による利用状況調査の対象として、農作物の栽培状況の確認を毎年行っていくこととなります。

現況証明の12月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第1回理事会が1月14日に前橋市のJAビルで開催され、上原恵美子委員が出席しました。群馬県農業会議の第10回常設審議委員会が1月20日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか

ら審議のうえ議決願いたい。

令和4年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条関係の2番と3番になります。

こちらは譲渡人が、去年、〇〇を亡くしまして1人になってしまった。また、高齢のために〇〇が、その農地を借りてやるということでございます。5条の1番と同じで、営農型対応でネギを作りたいということでございます。周りに与える影響はないと思われまますので、ひとつ審議の参考にしていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条関係の4番と5番です。

まず、4番です。譲受人は、昨年、転用申請を何回かにわたって提出している菌床栽培の農業法人です。隣接する放棄地状態の農地取得によって、事業用用地を拡張していこうという計画を立てて、その計画に基づいて土地所有者と交渉して、その進捗状況に合わせまして、昨年3月に3条申請と駐車場の物件を5条申請、8月には当該用地の埋め土の関係の4条申請、それと11月と12月に3条申請を提出して、順調に許可を受けております。今回の申請につきましては、相続関係で多少遅れましたが、この申請でこのたびの計画が完了するということでございます。今までの申請同様に、今回も問題はないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、5番です。本件は登録空き家に附随する農地で、令和2年5月に承認された案件でございます。当初農地につきましても4か所あったのですけれども、そのうちの1か所につきましては、隣接する農家が3条申請をしたために、残った農地について今回3か所の申請があったわけでございます。特別外から来られる方で、面積がちょっとあるということで、呼出しをされたようですが、

ちょっと本人が都合で来られないということで、皆さんのお手元にカラー刷りの地図と説明補足書というのが入っております、ありましたでしょうか。週末に時間を見て通っているようです。地元の協力者も見える、存在があるということが書かれております。また、〇〇の協力者も、援助者もあるということで、これは持ち主の親戚か何かの方だと思っておりますが、援助があるということです。

年齢はちょっと聞いたら〇〇になったくらいの〇〇の方ということで、小さいときに農業を手伝ったことがあり、全くの素人ではありません。草刈り機や耕運機も購入し、効率的な農作を目指しておりますとあります。夏野菜、冬野菜をメインに行う予定とのこと、要領がよくなれば販売も目指しているということで、近くに、この間、昨年復活した〇〇もございます。そういうことで、だんだんと自信を持って耕作に当たっていただけるのではないかと思います。状況を勘案しますと、移住に向けて順調に準備を進めている様子がかえましますので、どうぞよろしくご参考にしていただきたいと思います。お願いします。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番であります、この土地につきましては令和2年10月には賃貸借権の設定ということで申請が出ておまして、許可をいただいております。今回、所有権売買ということでありますが、特に問題はないと考えられますので、審議のご参考によりしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようでしたら、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に4番及び5番の2件、2班に1番から3番の3件、以

上5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、1月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の1番になります。

こちらは〇〇で、周辺はもう既に宅地化がかなり進んでおる場所柄でありまして、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、申請は妥当と考えます。審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、1月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書、令和4年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページ記載の7件及び議案書4ページ記載の計画変更1件の、計8件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の6番です。

こちらの土地は、本人と〇〇さんの間の土地を〇〇さんが購入して、駐車場スペースとして利用することとなり、周辺農地への影響は少ないので、申請は適正であると考えます。審議の参考に願います。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条の7番です。

この場所は、〇〇のすぐ隣接する西のところで、周りにはもう全部住宅地でありまして、これは問題ないと思いますので、審議の参考にしてください。よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

10番。

10番委員 10番です。第5条2番案件になります。

申請地は山林、それから雑種地、それと県道に隣接しております。高齢で耕作が難しく、生産性も低いとのことで、転用も致し方ないかと考えております。ただ、残土置場という転用目的でありますので、雨水浸透及び土砂の流出等の対策はしっかりとさせていただきたいと思っております。ご審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ17番から、議案第3号、第5条関係の4番と5番。

まず、最初4番、この場所については、今ちょうど南側は、南のほうに宅地があって、その宅地の裏のほうのところは農地になっています。宅地と一体利用ということで、この土地はほかの東側も宅地になっていて、今隣接している北側にも宅地になっているところがあり、北の農地には問題ないと思います。

それから、5番については、この場所については前に住宅等が、ここに書いてあるとおり、高齢のためにというのがあったのですけれども、この場所については住宅地のところに、周りにうちが既にありまして、問題ないと思われまので、参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に2番から4番の3件、2班に1番の1件、3班に5番から7番の3件、併せて計画変更1番の計4件、以上合計8件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:56)

(書類審査)

(再開午後 2:12)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の2番、3番及び5番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号2番、3番の案件申請者から説明を求めます。
(議案第1号2番3番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

2番・3番 住まいは〇〇、〇〇と申します。本日はよろしく
申請者 お願いします。

内容の説明なのですけれども、まず結論から申し上げますと、今現在〇〇歳で、今年〇〇歳になりまして、〇〇になります。それで本格的に農業のほうで専念できるという形になりますので、お手元に資料あると思いますけれども、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議 長 申請者の説明が終わりました。
質問のある方お願いします。ないですか。

委 員 なし。

17番委員 では、17番から。この場所については、これからネギを作付すると言っておりますけれども、これについてはネギの場合にも結構日光を好む性質を持っていますので、大変だと思います。その中で、またいろいろと研究していただいて、作物の収益が上がるような方法でやっていただければありがたいなと思います。

また、どうしてもこれからこういった営農型があるとは思いますが、これに皆さんいろいろ考えてやっておりますので、その内容についてはいろいろと助け合っていて、これからも頑張っていただければと思います。

議 長 ほかにございますか。
8番。

8番委員 ご苦労さまです。今、その畑なのですけれども、ネギを作っていたと思うのですが、あれは〇〇さんがお作りになっているのですか。

2番・3番 家庭菜園ぐらいのレベルなのですけれども、若干という形で、自分のうちで食用するような形、プラスアルファもうちょっと近所に、知り合いに配る程度のものです、今現在は。

- 8番委員 なるほど。今、年齢的に〇〇歳くらいになるということで、今までお勤めか何かなさっていたのですか。
- 2番・3番 そうですね。4月まで一応勤めるということで、それで終了になるのです。
申請者
- 8番委員 退職になって。
- 2番・3番 それで〇〇になりますので、本格的に営農ができるという、そういう形になります。
申請者
- 8番委員 そうですね。そうすると、その前に田んぼもありますけれども、田んぼとかそういうのは勤めしながら耕作していたと。
- 2番・3番 田んぼは、ちょっと休んでいる状態なのです。
申請者
- 8番委員 これからは、ではある程度できるという。
- 2番・3番 多少考えてはいます。
申請者
- 8番委員 この2名ということは、〇〇とご一緒にやるということで。
- 2番・3番 いや、私本人と〇〇が近くにいるのですけれども、一応2人体制というような形です。
申請者
- 8番委員 そうですね。この近くで結構上州ネギとか下仁田ネギをやっていらっしゃる方が何人かいらっしゃるのです、そういう方にでも聞いていただければいいのかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいいたします。
- 2番・3番 はい、ありがとうございます。
申請者
- 議 長 ほかにございますか。
委 員 なし。
議 長 なければ質問のほうを終わりにさせていただきます。ありがとうございます。ご苦労さまでした。
- 2番・3番 ありがとうございます。
申請者
- (議案第1号2番3番申請者退出)
- 議 長 次に、議案第1号5番の案件申請者から説明を求めます。
本来であればここで本人にお越しいただくのですが、本人及び代理人からもしどうしても都合がつかず出席がかなわないとのことで、書面にて説明に代えさせ

ていただきたいとの申し出がありました。本件につきまして事務局より代わりに説明を求めます。

事務局 別紙資料のとおり説明書類の提出がありましたのでご確認ください。

議長 事務局の説明が終わりました。質問のある方お願いします。
2番。

2番委員 2番です。先ほど事務局にもちょっと確認したのですが、呼出しをして代理人も来ないというこういう形は本来あってはならない形ですので、今後、こういうケースのないように重々注意をしていただきたいと思います。
以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質問の方を終わりにさせていただきます。

ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:20)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:21)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番、5番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地法第3条許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は2番から4番の3件になります。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長

2班。

2班班長

1 1 番です。2 班に付託されました議案第 3 号、農地法第 5 条関係は 1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

3班。

3班班長

1 6 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は 5 番から 7 番の 3 件及び計画変更の 1 番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和 4 年 1 月 25 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書 5 ページ記載の 15 件です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等ありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。
令和4年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
農用地利用配分計画（案）は、議案書6ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
以上で議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして令和4年第1回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議ありがとうございました。

時に午後 2時32分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年1月25日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員